

# 弘前市地域福祉計画改訂について

## 1 計画改訂の趣旨

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進と成年後見制度の利用促進を総合的・一体的に取り組むため、弘前圏域で整理した方向性や地域特性を踏まえた「弘前市成年後見制度利用促進基本計画」を「弘前市地域福祉計画」に新たに章立てすることにより策定する。

〈市町村成年後見制度利用促進基本計画〉

市町村の講ずる措置として、成年後見制度の利用の促進に関する施策について定めるもの。（根拠法：成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条）

※国の重要業績評価指標（KPI）：令和3年度までに全市区町村策定

## 2 経過の報告

○パブリックコメント（11月2日～30日実施）

【結果】別添一覧のとおり

- ・4名の方から延べ23件の意見
- ・うち8件の意見を改訂案に反映

### 3 改訂部分（弘前市成年後見制度利用促進基本計画）の概要

#### 【現状からみえる当圏域の喫緊の課題】

- 成年後見制度の利用者が毎年増加するとともに、親族以外の第三者が後見人等となるケースが見込まれ、受任者が不足傾向にあることから、圏域全体で相談体制を再構築するとともに市民後見人の担い手の育成・確保に取り組む必要
- 成年後見制度利用者増加への対応及び市民後見人の安定した活動をバックアップするためにも、活動を支援する機能がますます重要
- 圏域で取り組むことにより生まれるスケールメリットを活かし、限られた人材、財源を効果的・効率的に活用するなど、安定的で持続可能な制度運営

#### 取り組みの方向性

##### 基本目標1 利用者がメリットを実感できる制度の運用

地域住民が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整える。また、権利擁護支援を必要とする人に対し、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけることができるような相談体制の構築をめざす。

- (1) 成年後見制度の周知及び啓発
- (2) ニーズの把握と早期発見
- (3) 成年後見制度の利用ありきでない、他の福祉サービス等の一体的提供
- (4) 本人の意思決定支援
- (5) 利用支援事業のあり方

##### 基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援に結びつけるとともに、本人の意思決定・身上保護を重視した支援を行う地域全体の仕組みの構築をめざし、どこに住んでいても同様の権利擁護支援が届くような体制を整える。

- (1) 中核機関の設置
- (2) 地域連携ネットワークの構築（「チーム」による見守り、支援）
  - ①本人を成年後見人等とともに支える「チーム」による対応
  - ②弘前圏域権利擁護支援連絡会の設置
- (3) 市民後見人の育成と担い手の確保

##### 基本目標3 制度理解と不正防止の徹底

成年後見制度における不正事案は、成年後見制度に対する理解や知識の不足から生じるケースが多くなっていることから、広く制度理解を促し、普及していくことで不正を未然に防止する意識の醸成を図る。

- (1) 成年後見制度の周知及び啓発（再掲）
- (2) 不正防止のための関係機関との連携